第一号から第十三号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務及び同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びに次に掲げる法律の規定による業務、前項第十二号に掲げる者にあっては中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第七十条第二項第一号に掲げる業務に限る。）の代理	第一号から第十三号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務及び同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びに次に掲げる法律の規定による業務、前項第十二号に掲げる者にあっては中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第七十条第二項第一号に掲げる業務に限る。）の代理
イ～ヘ　（略）	イ～ヘ　（略）
ト　食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第七条第一項	ト　食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）第六条第一項
チ～ル　（略）	チ～ル　（略）
二～四　（略）	二～四　（略）
4　（略）	4　（略）

附　則

この命令は、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年十月二十二日）から施行する。

省　令

○財務省令第六十五号

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十二号）及び卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成三十年政令第二百九十三号）の施行に伴い、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十月十七日

財務大臣　麻生　太郎

租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令

第十七条の二第一項第十四号中「第十八項第一号」を「第十六項第一号」に改め、同項第十五号中「第十八項第二号」を「第十六項第二号」に改め、同項第十六号を削り、同項第十七号を同項第十六号とし、同項第十八号を同項第十七号とし、同項第十九号中「第十九項」を「第十七項」に改め、同号を同項第二十号とし、同項第二十一号から第二十四号までを一号ずつ繰り上げ、同項第二十五号中「第二十項」を「第十八項」に改め、同号を同項第二十六号とし、同項第二十七号から第三十一号までを一号ずつ繰り上げ、同条第十六項及び第十七項を削り、同条第十八項第三号を削り、同項を同条第十六項とし、同条第十九項を同条第十七項とし、同条第二十項から第二十二項までを二項ずつ繰り上げる。

附　則

この省令は、平成三十年十月二十二日から施行する。

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省令第二号

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十二号）の施行に伴い、及び株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十二条第二項の規定に基づき、株式会社日本政策金融公庫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十月十七日

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　根本　匠
農林水産大臣　吉川　貴盛
経済産業大臣　世耕　弘成

株式会社日本政策金融公庫法施行規則の一部を改正する省令

株式会社日本政策金融公庫法施行規則（平成二十年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
（業務方法書の記載事項）	（業務方法書の記載事項）
第十四条　法第十二条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。	**第十四条**　法第十二条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。
一～四　（略）	一～四　（略）
五　特定中小企業貸付債権及び特定中小企業社債に係る債務の一部の保証に関する事項（食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第八条第二項、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二十条第二項、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）第十三条第二項、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）第十一条第二項及び農業競争力強化支援法（平成二十九年法律第三十五号）第二十六条第二項の規定により	五　特定中小企業貸付債権及び特定中小企業社債に係る債務の一部の保証に関する事項（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二十条第二項、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）第十三条第二項、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）第十一条第二項及び農業競争力強化支援法（平成二十九年法律第三十五号）第二十六条第二項の規定により